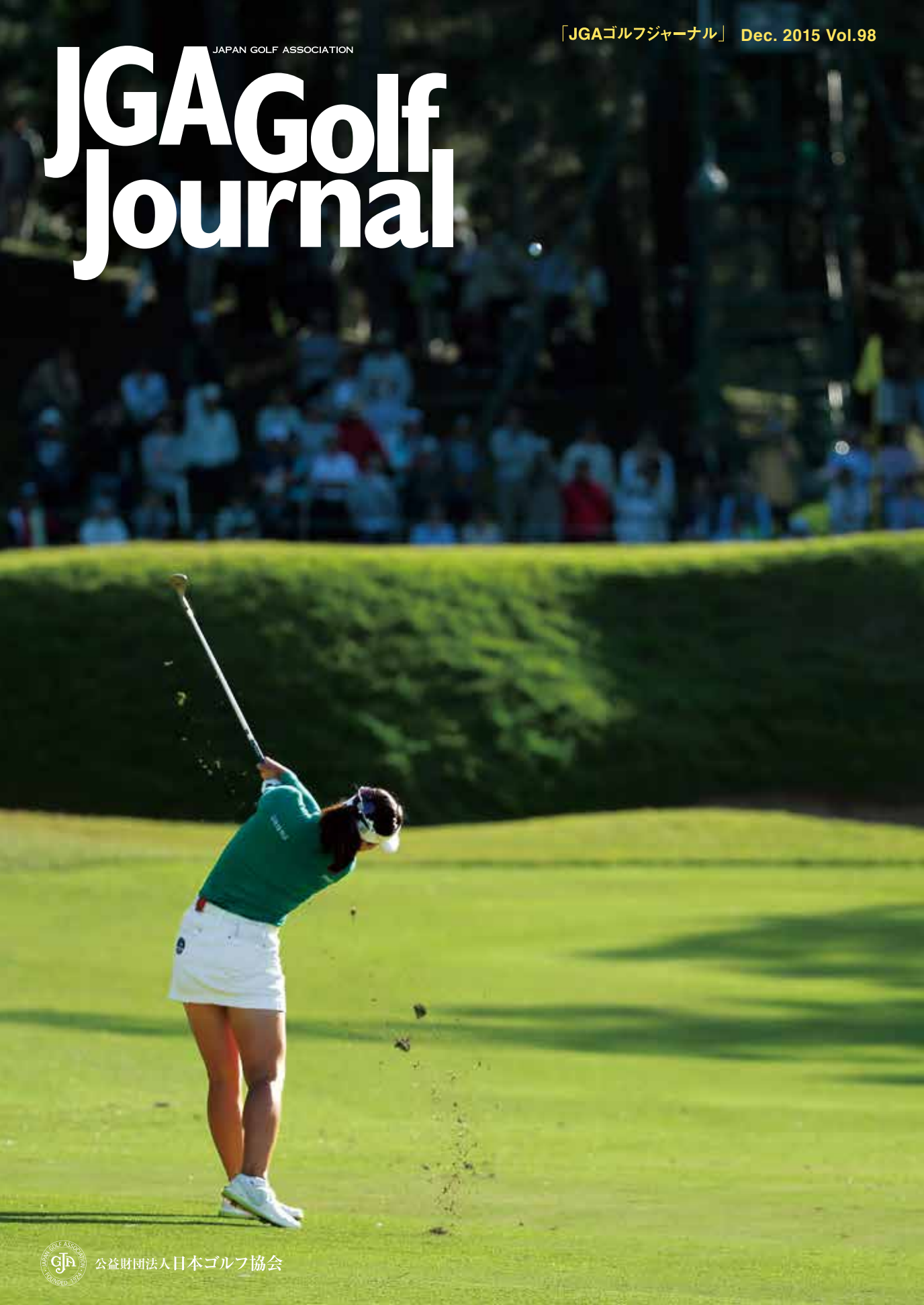


JAPAN GOLF ASSOCIATION

JGAGolf Journal



ジュニアゴルファーにゴルフ場開放の扉を開いた我孫子ゴルフ倶楽部の挑戦

開場85年の歴史がある我孫子ゴルフ倶楽部は数々の地域貢献事業を実施し、地域社会との交流を深めている。また、良質なジュニアゴルファー育成を目的とした小学生大会の実施や独自のジュニア育成システムを構築するなど底辺拡大にも尽力している。これらの取り組みの意義や効果を我孫子ゴルフ倶楽部の富田浩安理事長が語った。



地域貢献事業やジュニアゴルファー育成の取り組みについて語る富田浩安理事長。

—— まずは、どのような地域貢献事業を行っているのかをお聞かせください。

富田 春にはコース内の桜を楽しんでいただく我孫子市民観桜会を実施しています。今年で12回目となり、地域の催しとして定着してきた感があります。来場者は年々増え、今年は約2500人にも達しました。観桜会では桜を見るだけでなく、市民の方が楽器の演奏を披露するなどのイベントも開催しております。また、我孫子市福祉協議会主催の『こもれびゴルフ教室』や近隣中学校の職場体験の場として使っていただいていますし、我孫子市民ゴルフフェスタや千葉県のゴルフフェスタなどで市民・県民ゴルファーにコースを開放するなど、さまざまな形で地域のみなさんとの交流を実施しています。

—— 地域貢献事業の意義はどのように考えていますか。

富田 私はここに入会して54年ほどになります。我孫子ゴルフ倶楽部は現在、一般社団法人ですが若いころから先輩方に聞かされていたのは「公益法人としての役割を果たす」ということです。その延長線上に立って地域と共生していくためには何をすべき

かと考え、さまざまなことに取り組んでいるのです。観桜会に来られた方からは「こんなきれいなゴルフ場でお花見ができるなんて幸せです」という声を多くいただいております。コースを開放した甲斐があったと思いますし、もっとこのような機会を増やせないかと考えているところです。

—— ジュニア育成にも非常に熱心だとうかがいました。

富田 2014年から関東一円の小学3年生から6年生を対象とした小学生ゴルフ大会を実施しています。例年70人前後のお子さんが参加して18ホールのスロークプレーを行い、男女それぞれの優勝者、そして私共が特に有望と思われる選手には当倶楽部のコースや練習場を1年間無償で利用できる特典が与えられます。大会は最初、手探り状態で開催しましたが、参加してくださった選手や親御さんから「またやってほしい」という声をいただき、慣例化することになりました。トーナメントに参加することでとても刺激を受けたところがあったようです。

—— ジュニア育成事業をスタートさせた経緯はどのようなものでしょうか。

富田 ゴルフ界を発展させていくには次世代をなうジュニアの育成が非常に大切です。しかし、残念な

がジュニア人口が拡大していないという現実があります。なぜなら、ジュニアゴルファーの環境が整っていないからと考えております。日本の大多数のゴルフ場はプライベートクラブです。その中でジュニアに開放しているところは、いまだごく一部でしかありません。私はかつて世界アマや日米大学対抗に携わりましたが、その時に外国の監督から「日本のゴルフはエリートスポーツだ」と言われたことがあります。家がお金持ちであるなど、恵まれた環境の子供たちしかできないという意味です。それくらい海外から見ると日本はお金がかかるということなのです。これではジュニアの人口を増やすことはできません。「ゴルフ場の開放、しかも安価でプレー可能に」が日本のジュニア育成にとって、今一番必要なことと思っています。そこで、我孫子が先鞭をつけさせてもらい、全国に広めていきたいという思いでジュニアへの開放を理事会に諮り、決定いたしました。

—— ジュニアを受け入れるには倶楽部の会員の理解が不可欠だと思います。

富田 とても大事なところですね。まず、会員のみなさんに対しては会報、掲示版、ホームページ、



参加者から好評を得ているジュニア育成事業の一環として開催される小学生ゴルフ大会。

あるいはジュニア委員会の活動を通じて「ジュニアに練習場やコースを開放」について会員より理解を得られるようできる限り行いました。そして、開放すると共に当倶楽部のジュニア育成委員会が中心となって子供たちにエチケットやマナーについても指導してもらいました。やはり会員のみなさんに受け入れてもらうにはエチケットやマナーがしっかりしていることが不可欠です。あいさつもできないようでは「あんな子はいれないでくれ」となってしまいますから。今のところ会員のみなさんも非常に協力的で、理解を得られていると感じております。

—— 初めてのジュニア育成強化選手が今年、我孫子GCで行われた日本オープンドリームステージでトップ通過を果たした田中章太郎君ですね。

富田 そうです。2年前になりますが、彼は小学校6年生の時に特に将来性のあるジュニアとして関東ゴルフ連盟から米国のIMGゴルフアカデミーに派遣されています。その報告会で田中君と話をする機会がありまして、我孫子の隣の取手市在住だと分かり、「それならうちで練習しないか」と声をかけさせてもらったのです。当時、すでに270ヤードほど飛んでおり有望だと感じたことも声をかけた大きな理由でした。田中君は第1号ですから成否のカギを握っている存在でもありました。ですから、ジュニア育成員の皆さんがエチケット、マナーについても厳しく指導したようです。今では後から入ってきたジュニアの指導をするまでになってくれましたから頼もしく感じています。

—— 現在、ジュニア育成強化選手はどのくらいいるのですか。

富田 13人です。小学生大会の優勝者のほかに、この子は有望だなと感じたお子さんにも声をかけさせていただいていますし、逆に「優勝できなかったけどやらせてください」と言うケースもあります。頼まれた場合は、ゴルフの腕前もありますが、どのくらい情熱があるかということも選考のポイントです。基本的に有効期限は1年間なのですが、特に問題がなければ自動更新しています。ですから、どんどん増えてきましたね。私は1人で練習するよりも友達同士で競い合ったほうがよりうまくいっていきと考えております。強化選手は1人、2人よりも多いほうがいいのです。たくさんの子供たちが一緒になって練習することでお互いに刺激を受け、競争しながらうまくなっていく。そういう意味で、いい形になってきていると感じます。

—— 親御さんの反応はいかがですか。

富田 非常に喜んでいただいています。思いきり練習をできる環境に加え、特に経済的な負担が減ったことが大きいようです。

—— 親御さんに何か伝えていたことはありますか。

富田 さまざまな意味で発育期のお子様「あまり無理をさせないように」ということは申し上げています。たとえば発育途中で無理をすれば体形がくずれなど悪影響が出てお子様のもつ可能性をつぶして

しまいますから、そこは考えてくださいということです。私は、中学生くらいまではいろいろなスポーツをやったほうが良いと考えています。物心ついたところからゴルフだけというのは意外に伸びないものです。また、スコアに対して厳しすぎることを言わないようにともお話ししています。ご父兄が「スコアがすべて」という方針だと、子供さんも「結果がよければそれでいい」という間違った考えに陥ってしまいます。あまり最初から結果にこだわりすぎますと、伸び伸びとしたスケールの大きい選手には育たないことがわかっています。それに加え、結果が出ますと、急に態度が大きくなってしまいがちで、エチケットマナーもどこかにいってしまうことがままあります。ですから、小学生のうちからゴルフではマナーやエチケットが大事だということをきちんと教えていくべき。強いゴルファーを育てることは大事ですが、それ以上に将来社会人としても通じる立派なゴルファーを育てていきたいと考えています。あとは、学校の勉強もきちんとやりましょうということですね。ゴルフで成功できるのはごく一部。大多数は一般社会に出ていくわけですから、ゴルフだけに打ち込み勉強をしないまま社会に出れば後で自分が苦しむだけです。ジュニアの時代にやるべきことはきちんとやっておいてほしいと思います。

—— ジュニア育成事業の将来像はどのように描いていますか。

富田 我孫子の小学生大会で優勝すれば無料で練習できるということが広まって、よりいい選手が集まればその中から素晴らしい選手が育つ可能性が高まります。将来的には我孫子育ちの「世界の○○」と呼ばれるような選手が出てきてくれば、ジュニア育成事業に大いに貢献することになりますので本望です。テニス界で錦織選手が世界に活躍しているおかげで、日本のテニス人口がかなり増えていると聞いています。ただし、これは我孫子だけにとどまっていはいけないことです。先ほども申し上げましたが、我孫子が先鞭をつけることで多くの倶楽部が「うちの倶楽部でもやろう」という流れになっていただきたいのです。それが底辺の拡大、ひいては世界に通用する素晴らしい選手の育成につながるのです。かつてのスーパーstar、タイガー・ウッズ選手が出現した時に、米国のジュニアゴルファーが大幅に増加した実例があります。日本では、ジュニアから育った石川遼、松山英樹プロが世界で活躍しておりますが、ジュニアにそのような夢と希望を与えられるようなスーパーstarを育てることが、ゴルフ界への貢献になると考えております。我々には次世代を育てる責務があると考えております。「ゴルフ場のさらなる開放」に向けてこれからも挑戦し続けてまいりたいと思っております。

—— 期待しております。本日はありがとうございました。



ジュニア育成強化選手 田中章太郎君インタビュー

ジュニア育成強化選手第1号で現在中学2年生の田中章太郎君は週末になると午前9時には我孫子GCを訪れ、練習に励んでいる。「とてもいい環境で練習させてもらって感謝しています。

以前はラウンドが2週間に1回くらいでしたが、今では週に2回できるようになったので、すごくうまくなりました。特に苦手だったグリーン回りやバンカーがすごく

上達して、試合でもいい成績を出せるようになりました」と効果を実感している様子だ。今年は日本オープンドリームステージトップ通過のほか関東ジュニア5位、日本ジュニア11位などの成績を残した。ラウンドは原則としてジュニア育成強化選手同士の組み合わせ。「(強化選手と)一緒に回ると勉強になりますし、ライバル関係のようなところもあるのでお互いに刺激を受けながら技術を高められるところもあります」と言う。切磋琢磨しながら成長していける理想的な環境であることが伝わってきた。

スロープシステム導入がもたらした 思わぬ副産物 — 松山ゴルフ倶楽部(愛媛県)の取り組み

2014年1月にスタートした新たなJGAハンディキャップシステム(USGAハンディキャップシステム準拠、通称スロープシステム)を早期に導入した松山ゴルフ倶楽部は約2年経った現在、効果を実感している。公平なハンディキャップ(以下HDCCP)による競技の活性化だけでなく、労力や経費の削減という副産物もあったという。導入までの経緯や倶楽部の現状を亀田勝彦競技・HDCCP委員会副委員長と井谷充宏支配人に聞いた。

【ハンディキャップの歴史】(概略)

年代	欧米	日本
17世紀後半	HDCCPの概念広まり始める	
1900年頃	英国女子連盟が初のCR開発	
1911年	USGAが初めてCR導入(全米アマ優勝者のスコア)	
1920年代~	全米各地区でHDCCPシステムの改善案考案	1950年代 JGA HDCCP制度導入(USGA制度を参考に開発)
1960~70年代	USGAが障害難易度査定法を考案 現行HDCCP制度の基礎完成	1978年 現行JGA制度施行(USGA制度を参考に開発)
1979年	USGAがスロープシステム開発着手	
1987年	USGAがスロープシステム正式施行	
2010年~	現在世界61の国と地域で採用	2010年 スロープ導入決定(USGAとJGAが正式契約締結)
2014年~		スロープシステム施行(USGAハンディキャップシステム準拠)



スロープシステム導入までの経緯と、成果を語った黒岩靖宣課長・キャディマスター(左)、井谷充宏支配人(中)、亀田勝彦競技・HDCCP委員会副委員長(右)。

—— スロープシステム導入までの経緯をお聞かせください。

亀田 スロープシステムの導入は世界的な趨勢でもありますし、JGAが決めたのだから我々がやらない理由はないと競技・HDCCP委員会ですんなり決まりました。我々が導入して、率先してやっていくぞという使命感のようなものもありましたね。

井谷 競技・HDCCP委員会で決まると、支配人である私や事務局も「よし、やろう！みんなで勉強しよう！」

という雰囲気になりました。松山ゴルフ倶楽部は愛媛県で最古の倶楽部です。私はこちらの支配人に赴任して4年ほどですが、会員のみなさんから「伝統ある倶楽部として愛媛県を引っ張っていくのだ」という意識の高さを感じます。そういった意識の高さがあったから、スムーズに事が運んだのではないのでしょうか。

亀田 倶楽部の先輩方が事あるごとに引っ張ってきた経緯を見てきていますから、今回は自分たちがやらなきゃいけないという気持ちは確かにありました。



松山ゴルフ倶楽部内に掲示されているコースハンディキャップ換算表。HDCCP更新のお知らせをハガキ郵送によるものから、クラブハウス内の掲示に変更したことによって、経費削減にもつながった。

井谷 JGAが新居浜で開催してくれた四国の説明会にみんなで行きましたね。

亀田 合計3回でしたか。ただ、正直に申し上げて説明会だけでは肚にストンと落ちませんでした。HDCCPインデックスやスロープレイングなど、初めて聞く名前ばかりでしたから自分の中でしっかりと消化して競技・HDCCP委員や会員にきちんと説明できるようになるには自分で勉強するしかない、私や支配人、事務局のスタッフがいただいた資料をかなり読み込みました。私が責任者のような立場でしたから、「私自身がプレたらいけない、やる以上は絶対に成功させなければいけない」という気持ちが強かったですね。分からないところは四国連盟に質問して教えていただいたこともありました。

—— そして導入に至るわけですね。

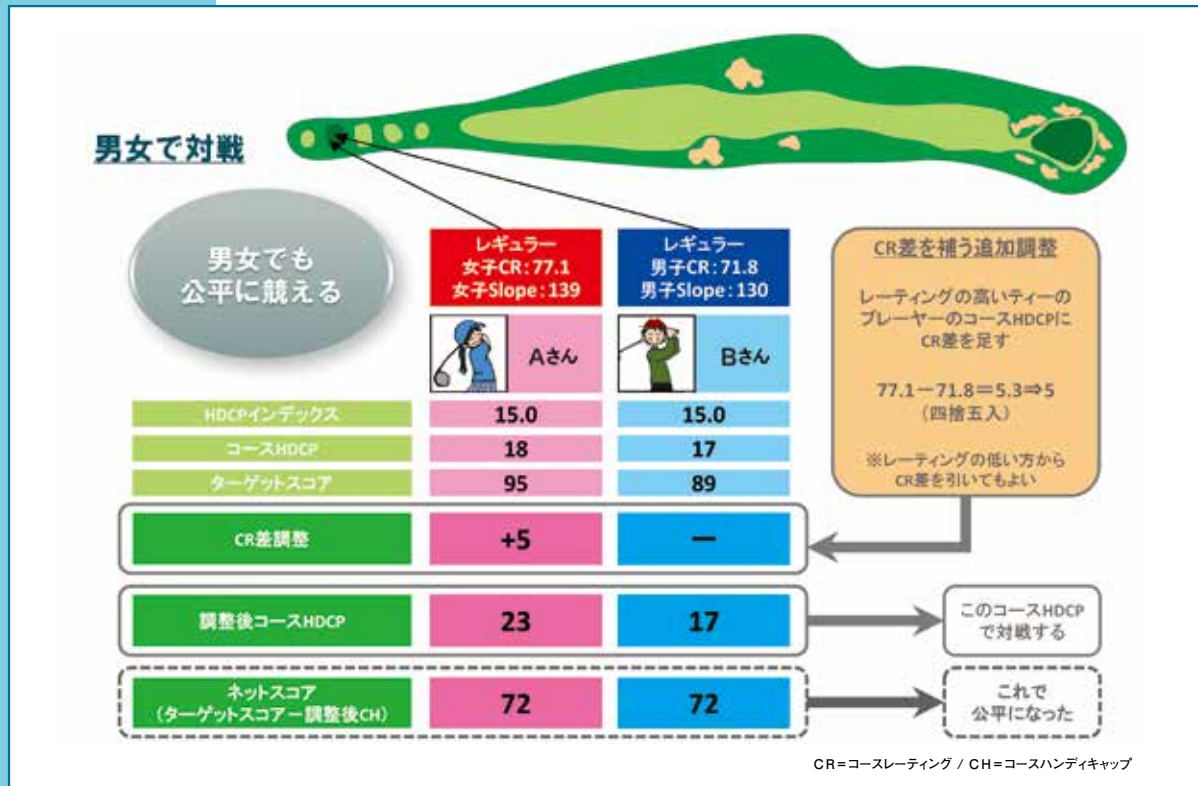
亀田 松山ゴルフ倶楽部は、スタートと同時に導入したのですが、それまでに勉強会を繰り返し、競技・HDCCP委員はスロープシステムについてのある程度の知識を備えるまでになっていました。会員のみなさんには会報誌でお知らせして文章も配布して啓蒙していきましたが、なかなかそれだけで理解していただくのは難しいものがありました。委員会のメンバーや事務局のスタッフが協力して実戦の場で会員からの疑問にひとつひとつ答えていったことが円滑な切り替えにつながったと思います。みなさん、非常に前向きな姿勢で活躍してくださいました。一丸となれたからこそ、浸透できたのだと感じています。

—— スロープシステムを導入して倶楽部競技に変化はありましたか。

井谷 以前、月例会は年齢や性別によって使用するティーを5段階に分けていました。男性は60歳未満が青、60代が白、70代はゴールド、80歳以上と60歳未満の女性が赤、85歳以上の男性と60歳以上の女性がピンクという形で、年を取ってティーが前になってもHDCCPは同じというシステムでした。ですから、前のティーでできる年配の方が有利だったのです。ところがスロープシステムではティーによってHDCCPが変動しますから、年配の方の有利さがなくなったわけです。公平なHDCCPですから当たり前のことなのですが、最初は年配の方からとまどいの声がありました。

亀田 スロープシステム導入時に会員の方に最も納得していただくのが難しかったのがその点でした。たとえば、ゴールドでプレーする70代男性の方から「私のHDCCPインデックスは15.0なのに、なぜ月例会でゴールドから回ると12.0に減るのだ」というような疑問が出てきました。ティーによってHDCCPが変動するということに馴染みがなかったのです。難易度によってHDCCPが変動したほうが公平にプレーできるということを理解していただけるまで丁寧に何度も説明させていただきました。

【スロープシステムの使い方】 女性Aさん・男性Bさんが対戦した場合



井谷 今ではもう会員のみなさんが理解してくれています。

亀田 今年から月例会は倶楽部側が年齢でティーを決めるのではなく、プレーヤー自身で選べるように変更しました。それがスロープシステムをより生かせる形だと思います。また、あるプレーヤーが「きょうは白からいこう」と考えていても、同伴競技者がみな青から打つことが分かればスタート直前に「じゃあ、私も一緒に青からいきます」と変更することも可能。臨機応変にできるようになった点もよかったです。それに、スロープシステム導入後は月例会優勝者の顔ぶれがバラエティーに富むようになりましたから、みなさんやる気が増してきたように感じます。

—— クラブ選手権などはいかがですか。

亀田 三大競技のうち理事長杯とキャプテン杯に関して以前は「シングルさんが優勝するもの」という雰囲気がありました。スロープシステムではHDCP 20の方が勝ってもおかしくないわけです。そうすると「あの人が勝ったのなら、私も挑戦してみよう」とより活性化することが期待できます。それが倶楽部全体の底上げにつながると思っています。

—— HDCP委員の仕事もずいぶん楽になったのではないですか。

亀田 はい。以前のHDCPですと委員会で数値を調整しなければいけませんでした。スロープシステムでは自動的に算出されます。HDCP委員の仕事の大半がHDCPを決める作業ですから、非常に楽になりましたね。

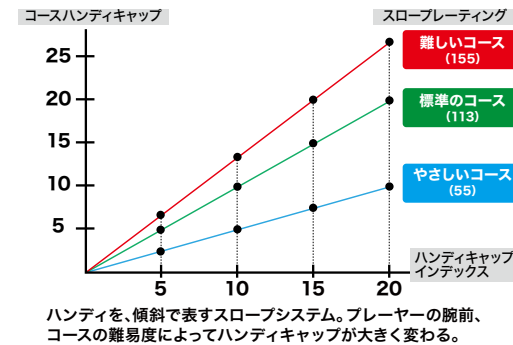
井谷 事務局としてもHDCP委員会で使用する資料をつくる作業をしなくてすむようになったわけですから担当者が喜んでいました。以前は、夜遅くまで作業をしていましたからね。どの倶楽部も同様の資料づくりには少なからず時間を割いているはずですよ。それがなくなるだけでもかなり違うはずですよ。こんなにいいものなのだから、みんなやりましょと支配人会などで勧めているのですが…。他倶楽部の方と話しをしていると、「新しいものを勉強するのが面倒だ」という雰囲気が伝わってきます。食わず嫌いのようなところがあるのではないのでしょうか。もっとうまくJGAが誘導していったらいいですね。

亀田 導入しない理由に「お金がかかる」ということを挙げている倶楽部もあるようです。実際は、そんなことはないのですが。



スロープシステムの普及率アップを訴える(左から)黒岩課長、井谷支配人、亀田副委員長。

【スロープ表】



井谷 コンピューターに新しいシステムを取り入れる初期費用はかかりましたが、それくらいです。以前はHDCP更新のたびに会員のみなさんにハガキでお知らせしていましたが、今は毎月更新されるHDCPインデックスをクラブハウス内に貼り出す形にしましたから少なくとも通信費は削減されたわけです。

亀田 長い目で見れば経費的にもプラスになるはずですよ。導入から2年たち、会員のみなさんにしっかり浸透していると感じますし、本当にやってよかったと思っています。

—— 倶楽部HDCPを残してほしいという声は出ませんでしたか。

井谷 それはありませんでした。もう2年経ちましたし、みなさん頭の中はすっきりと切り替わっているようです。また、以前はHDCP順のHDCPボードをクラブハウス内に掲示していたのですが、今では会員の皆様の苗字の五十音順のメンバーズボードに変更しています。

—— スロープシステムの課題やJGAへの要望は何かあるでしょうか。

亀田 スロープシステムは公平性と互換性に優れているものですね。互換性というのはスロープシステムが広く普及してこそ成り立つものだと思います。しかし、現状では我々のように導入している倶楽部は少数派です。このままでは発展性がないような気がしています。もう少し強く指導していただければ、各倶楽部に導入しようという意識が広がっていくのではないかと思います。

井谷 マーケティングの世界では、あるものが世間に浸透するかどうかは普及率15%が分かれ目だと言われています。たとえば、今では銀行やコンビニのATMを誰もが利用していますが、当初はなかなか普及しませんでした。当時、私は銀行に勤めていました。お客様にATMのことを説明させていただくと「預けたお金を間違いなく数えてくれるのか」とか「本当に正しい金額が出てくるのか」と今では考えられないような疑問や不安の声がたくさんあったのです。従来通り銀行の窓口を利用したほうが安心だという方ばかりでした。ところが、普及率が15%になったあたりから状況が劇的に変わり、一気に普及が進んだのです。スロープシステムも普及のスピードが遅いようですが、ここであきらめては先がありません。JGAのみなさんには何が何でも15%に達するまで努力してほしいと思います。そうすれば、必ず道が拓けるはずですよ。

—— 貴重なご意見ありがとうございました。

2016年ゴルフ規則の解説

ゴルフ規則は4年に1度改訂されます。2016年規則の主な改訂点について解説いたします。



1. スコアを誤記して提出した場合の罰の軽減（規則6-6d例外）

スコアカードを提出する場合、プレイヤーは各ホールのスコアが正確であることについて責任を持ちます。そして実際のスコアよりも少ないスコアを記入したスコアカードを提出した場合、プレイヤーは競技失格となります。2016年規則ではこの違反に対して新しい例外を規定し、罰を軽減しています。もし、プレイヤーが罰を受けていたことを知らなかったために、その罰を加えずにスコアカードを提出してしまったことが競技終了前に発覚した場合には、罰は競技失格ではなく、その受けた罰と、この規則に規定されている2打の罰をそのホールのスコアに加えることになります。

例えば、プレイヤーが5番ホールで、バンカー内の球の後ろにあった枯葉を取り除いてしまいました。プレイヤーはその行為が規則13-4の違反とは知らず、本来課さなければならない2打の罰を加えずにスコアカードを提出しました。このことが競技終了前に発覚した場合、委員会は規則6-6d例外

に基づき、スコアの修正をすることになります。このプレイヤーの5番ホールのスコアには、本来課さなければならない規則13-4違反の2打の罰と、規則6-6d例外の2打の罰の合計4打の罰が5番ホールのスコアに追加されます。

この例外規定は罰を受けていたことをプレイヤーが知らなかった場合に適用されます。罰を受けていたことを知っていたが、その罰を加えずにスコアカードを提出した場合は、これまで通り、競技失格となります。

「罰を知らなかった」という解釈には、本来2打の罰であったところを、規則を知らずに1打の罰を課してしまったケースも含まれます。

この規則6-6d例外の規定はあくまでもスコアカードを提出した後で、競技が終了する前に、罰を課していなかったことが発覚した場合に適用されます。一方で、競技がすでに終了した後に、罰を知らなかったためにその罰を追加せずにスコアカードを提出していたことが発覚した場合、そのプレイヤーのスコアは修正できず、そのままとなります（規則34-1b例外参照）。

2. 練習器具等を使用した場合の罰の軽減（規則14-3罰則）

現在の規則では、正規のラウンド中に、プレーの援助となる人工の機器を使用した場合の罰は競技失格です。例えば、正規のラウンド中に練習器具や、違反手袋を使用してスイングをチェックした場合です。2016年規則では、この罰が軽減され、

最初の違反についてはマッチプレーではそのホールの負け、ストロークプレーでは2打の罰となります。そして、それ以降にまたこの規則の違反があった場合は、競技失格となります。

例えば、ティーショットで違反となる手袋を使用し、同じ手袋をしたまま第2打もプレーした場合、このプレイヤーは競技失格となります。

3. クラブのアンカリングの禁止（規則14-1b）

クラブの一方を体に固定して安定点を作り、片方の手でクラブを振る、という打ち方を禁止するために規則14-1bが追加されました。この規定は、クラブの長さを制限しているわけではありません。球の打ち方についての規定です。また、この規定はパッティングだけでなく、すべてのストロークに対して適用されます。

ゴルフは長いクラブを両手でコントロールする技術を競うゲームです。したがって、クラブを振るのではなく、クラブの一部を固定してそれを安定点として片手でクラブを打つという方法を規則は禁止

したいのです。

安定点を作るためにクラブを意図的に直接体に接触させてはいけません。また、同様に安定点を作るために、クラブを持っている片方の手を意図的に体に接触させてはいけません。安定点を作るために前腕を体に接触させることも禁止しています。キーワードは、「安定点を作るために意図的に」です。例えば、安定点を作る意図はなく、正しいストロークをする上で、偶々クラブやクラブを握っている手、前腕が洋服に触れてしまっても違反とはなりません。

この規則に基づき禁止される打ち方についての詳細なガイドライン（写真つき）はJGAホームページに掲載されていますのでご参照下さい。

4. 規則18-2b「アドレスしたあとで動いた球」が削除（規則18-2）

現在の規則では、アドレスしたあとで球が動いた場合、プレイヤーがその球を動かしたものとみなされ、プレイヤーは1打の罰を受け、その球をリプレースしなければなりません。この自動的にプレイヤーに罰を課すことになる「みなし規定」は固くて速いグリーンをプレーするプレイヤー達を悩ましてきました。プレイヤーに原因がなくても、アドレスしたあとで球が動いた場合、罰を受けることになるからです。そこで2012年規則では例外規定を設けて、プレイヤー以外のものによって球が動かされたことがほぼ確実であるという証拠があれば、1打の罰を課すという規定は適用しないことになりました。この時点で、事実上、規則18-2bの持つ

「みなし規定」の意味は無くなりました。

2016年規則では規則18-2bを削除し、アドレスしたあとかどうかは関係なく、プレイヤーの止まっているインプレーの球が動かされた場合、プレイヤーサイドに原因があればプレイヤーは1打の罰を受けてリプレース、プレイヤーサイドに原因がなければ罰なしに新しい位置から（ただし他の規定が適用となる場合は除きます）プレーしなければなりません。

今回の改訂により、規則18-2は2000年規則まで規定されていた規則18-2c「球から1クラブレンジ以内にあるルースインペディメントを取り除いたあとに球が動いた場合はプレイヤーが動かしたものとみなされる」というみなし規定の削除に続き、規則18-2bが今回削除されることで、とてもシンプルになりました。

5. 距離計測機器の使用を認める ローカルルール

正規のラウンド中、距離計測機器を使用することは原則禁止されていて、ローカルルールでその使用を認めることができるという現行の規定は2016年規則でも同じです。

ローカルルールでその使用が認められる場合、現在の規則では2点間の距離を計測する機能以外の計測機能（例えば、風向き、風速、標高差など）を持つ機器は、例えそれらの機能を使用しなかったとしてもその機器を距離計測のために使用することはできません。例えば、距離以外の状況を計測できるナビを搭載したカートは、ローカルルールのもとであっても使用することはできませんでした。

2016年規則では、規則では認められない計測装置やアプリを搭載されている機器（スマートフォンなど）であっても、2点間の距離計測以外の機能を使用しなければ、距離計測機器として使用することができるようになりました。

6. その他明確化のための改訂

2016年規則では内容はこれまでと変わらないものの、読みやすくするための改訂が行われています。例えば、処置について疑問がある場合に2つの球をプレーすることができる規則3-3の規定は競技者のための処置と、委員会側の処置について区別するように再構成されました。また、ウォーターハザード内からプレーした球がまたそのウォーターハザード内に入ってしまった場合の処置について規定する規則26-2では罰が合計でいくつになるのかを明確にするために改訂されました。付属規則Iでは(A)をローカルルール、(B)を競技の条件とし(C)が削除されました。

7. ゴルフ規則裁定集

規則改訂に伴い、ゴルフ規則裁定集も改訂されます。新しい裁定が29、改訂された裁定が81、削除された裁定が17あります。2016-17ゴルフ規則裁定集は現在翻訳作業をしており、発刊は2月上旬を予定しています。また、JGAホームページでは年内にその全文が閲覧できるようになります。

2016年版ゴルフ規則書は

JGAホームページ JGAショップから ご購入いただけます！



2016年版ゴルフ規則

ゴルファー必須の一冊です。
世界統一の正式なルールブックです。

- 第1章 エチケット
- 第2章 用語の定義
- 第3章 プレーについての規則
- 付属規則Ⅰ ローカルルール；競技の条件
- 付属規則Ⅱ クラブのデザイン
- 付属規則Ⅲ 球
- 付属規則Ⅳ 機器と他の携帯品
- アマチュア資格規則
- 2016年規則主要な変更点

価格：600円（税込）

2016～2017年版 ゴルフ規則裁定集

R&A/USGA 合同規則裁定集は
2年に1度改訂されます。

価格：4,000円（税込）

※2016～2017年版ゴルフ規則
裁定集は、2016年2月上旬販売
予定です。



お求めはこちら ▶ <http://www.jga.or.jp>

(財)日本ゴルフ協会ホームページ JGAショップでお求めください。